



あたらしい せいかつ はじめ 生活を始める みなさまへ



1 ざいりゅうしかく 在留資格について

かいしゃ はた かいしゃ しごと ないよう じぶん ざいりゅうしかく
 会社で働く人は、会社でする仕事の内容と自分の在留資格で
 できることが合っているか確認してください。



にほん だいがく そつぎょう あと つづ しごと さが ばあい とくていかつどう けいぞくしゅうしょくかつどう
 また、日本の大学を卒業した後も続けて仕事を探す場合は、「特定活動（継続就職活動）」の
 在留資格へ変えてください。

さんこう 参考：<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/designatedactivities14.html> (日本語)

にほん ねんきん けんこうほけん しゃかいほけん せいど ねんきん
 日本には、年金や健康保険などの社会保険の制度があります。年金は、
 はたちいじょう ひと はい けんこうほけん にほん
 20歳以上の人は、みんな入らなければなりません。また、健康保険は、日本
 かげつじょう す ひと はい
 に3ヶ月以上住む人は入らなければなりません。

ねんきん けんこう ほけん 年金と健康保険について

2

① 厚生年金と健康保険か、② 国民年金と国民健康保険のどちらに入る必要があるか確認しましょう。

① 厚生年金と健康保険

かいしゃ は ひと かいしゃ こうせいねんきん けんこうほけん はい
 会社で働いている人は会社で厚生年金と健康保険に入ります。
 てつづ かいしゃ じぶん てつづ ひつよう
 手続きは会社がしてくれるので、自分で手続きをする必要は
 ありません。保険料の半分が毎月の給料から引かれて、残りの
 はんぶん かいしゃ ほん
 半分は会社が払います。

こうせいねんきん けんこうほけん はい かいしゃ かなら かくにん
 ※厚生年金と健康保険に入っていない会社もあるので、必ず確認しましょう。

② 国民年金と国民健康保険

はい ひと じぶん こくみんねんきん こくみんけんこうほけん
 ① に入っていない人は、自分で国民年金と国民健康保険に
 はい ひつよう はい てつづ す ぼしょ
 入る必要があります。入る手続きは、住んでいる場所の
 やくしょ おこな
 役所などで行うことができます。
 はい あと のうふしょ とど ぎんこう
 入った後に納付書が届くので、コンビニエンスストアや銀行で
 ほん
 払いをしましょう。

さんこう 参考：<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>

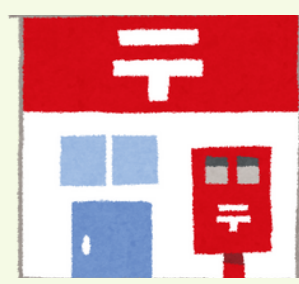
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kki/hp_guidance.html

3 ひこ 引っ越しについて

おな しゅちやうそん なか べつ じゅうしょ ひ こ ばあい あたら じゅうしょ
同じ市区町村の中で別の住所に引っ越しする場合：新しい住所
 やくしょ てんきよとどけ だ
 の役所に転居届を出します。



いま す しゅちやうそん ひ こ ばあい まえ じゅうしょ やくしょ てんしゅつとどけ だ つぎ
今まで住んでいた市区町村から引っ越しする場合：前の住所の役所に転出届を出します。次に、
 あたら じゅうしょ やくしょ てんしゅつしやうめいしょ てんにゅうとどけ だ
 新しい住所の役所に転出証明書と転入届を出します。



ゆうびんきょく てつづ まえ じゅうしょ とど ゆうびんぶつ ねんかん えん あたら じゅうしょ
 郵便局で手続きをすると、前の住所に届いた郵便物などを1年間、0円で、新しい住所へ
 おく
 送ってくれます。

かいしゃ けいやく まえ こようけいやくしょ ないよう かなら かくにん
 会社と契約する前に、雇用契約書の内容を必ず確認して
 こようけいやくしょ はたら じかん きゅうりよう
ください。雇用契約書には働く時間や給料などについて
 か
 書かれています。

かいしゃ せつめい ないよう ちが か ととき わ ととき はや かいしゃ そうだん
 ※会社に説明された内容と違うことが書いてある時や、分からないことがある時は、早めに会社に相談しましょう。

さんこう 参考：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/foreign/index.html

こよう けいやくしょ 雇用契約書について

4

あたらしい せいかつ うま おうえん
みなさんの新しい生活が上手くいくよう、応援しています！

わ そうだん ほっかいどうがいこくじんそうだん と あ
 ※分からないことや、相談したいことがあれば、北海道外国人相談センターに問い合わせしてください。